

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年8月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600162 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600074 号

第1 結論

請求者のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 36 年 12 月 21 日に訂正し、同年 12 月から昭和 37 年 4 月までの標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間当時は、A 社 D 工場から同社 B 工場へ転勤した時期だった。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、C 社が提出した請求者に係る辞令、同社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が A 社に継続して勤務し（同社 D 工場から同社 B 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、請求者と同様に A 社 D 工場から同社 B 工場へ異動した複数の同僚及び同社の他の工場から同社 B 工場に異動した複数の元従業員の回答から、昭和 36 年 12 月 21 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 工場における昭和 37 年 5 月の事業所別被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 36 年 12 月 21 日から昭和 37 年 5 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、

厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。